



あなたとわたし

2005年
3月15日発行

VOL.17

性別や年齢の違いを超えて平等にともに手を携える関係でありたいから

あなたがパートナーから暴力を受けたら

自分が我慢していても、決して解決しません。まずは相談しましょう。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正法が平成16年12月に施行されました。家庭などで起こる見えにくい暴力への取り組みが強化されました。

主な改正点

○元配偶者にも対象を拡大
「配偶者」に加えてさらに元配偶者にも対象を拡大しています。

○精神的暴力も対象に
「暴力」には、身体に対する暴力以外に、心身に有害な影響を及ぼす言動（無視する・ののしる・侮辱する）も含まれるようになりました。

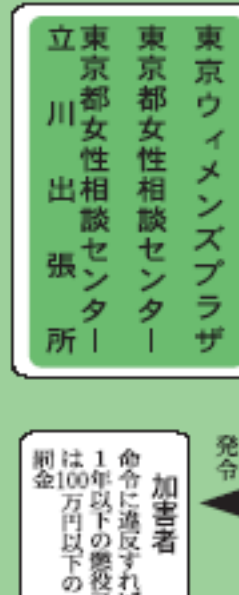
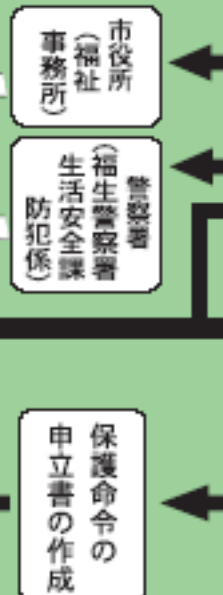
○子どもにも接近を禁止
接近禁止命令は、被害者の身辺へのつきまといなどを6ヶ月間禁止するものです。（再度の申立ても可能）改正法では被害者と同居している未成年の子どもにも同様に接近を禁止することが出来るようになりました。

○退去命令の期間が2週間から2ヶ月間に
加害者に、住居からの退去を命じるもので、2ヶ月間に期間を延ばし、また再度の申し立ても可能になりました。

暴力を受けた

身体的な暴力に限る

- ・相談したい
- ・加害者がいないところに逃がりたい
- ・加害者を引き離してほしい



専門の相談窓口

| | | |
|------------------|--------------|----------------------------|
| 東京ウィメンズプラザ | 03-5467-2455 | 9時～21時（年末年始を除く毎日） |
| 東京都女性相談センター | 03-5261-3110 | 月～金の9時～20時（土、日、祝日、年末年始を除く） |
| 東京都女性相談センター立川出張所 | 042-522-4232 | 月～金の9時～16時（土、日、祝日、年末年始を除く） |
| 福生警察署生活安全課防犯係 | 042-551-0110 | 月～金の8時30分～17時15分（緊急の場合を除く） |
| 緊急の場合 | | |
| 東京都女性相談センター | 03-5261-3911 | （年間を通して24時間体制です） |

